

(大阪税関をご利用の皆様へ)

平成 30 年 6 月
大 阪 税 関

大阪税関桜島出張所の廃止に伴う 窓口変更について（お知らせ）

平素は税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪税関では、本年 7 月 1 日付で桜島出張所が廃止となり、現在、同出張所で行っている業務につきましては、大阪税関（本関）に移管しますので、お知らせいたします。

平成 30 年 7 月以降の大坂税関（本関）における窓口

業務の内容	窓口の名称		場 所
通関関係業務	業務部	通 関 第 1 部 門 (第 1 類から第 4 9 類、第 9 0 類から第 9 7 類担当)	港湾合同庁舎 2 階
		通 関 第 2 部 門 (第 5 0 類から第 8 9 類担当)	〃
保税関係業務	監 視 部	保 稅 許 可 部 門 (保税蔵置場等の許可等に関する手続) ※ 許可申請、役員変更、組織図、増減坪等	監視部庁舎 3 階
		保 稅 検 査 第 2 部 門 (保税工場に関する手続) ※ 歩留、保税作業終了届、工場に関する業務全般	〃
		監 視 部 保 稅 取 締 部 門 (保税工場以外の搬出入、蔵置貨物等に関する手続) ※ 運送、貨物取扱い等の貨物管理全般	南港出張所 1 階 (本年 7 月 1 日より南港出張所保税担当部門に併設)

また、桜島出張所廃止後の N A C C S 様式については、別紙のとおりとなります。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先)

ご不明な点等がございましたら、以下の窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

➢ 桜島出張所 (06-6461-0400) 【6 月 30 日まで】

➢ 大阪税関（本関）

○輸出入通関関係

→ 業務部管理課 (06-6576-3300)

○保税関係

・ 保税工場以外の搬出入、蔵置貨物等に関する事項（運送、貨物取扱い等の貨物管理全般）

→ 監視部保税取締部門（南港出張所保税担当部門に併設 (06-6614-5330) ）

・ 保税工場に関する事項（歩留、保税作業終了届、工場に関する業務全般）

→ 監視部保税検査第 2 部門 (06-6576-3230)

・ 保税蔵置場等の許可等に関する事項（許可申請、役員変更、組織図、増減坪等）

→ 監視部保税許可部門 (06-6576-3220)

※ 本関（監視部（保税）・業務部）・桜島出張所は土日は閉庁しておりますので、ご注意ください。

桜島出張所廃止に伴うNACCS関連業務の取扱いについて

1. 保税地域コード

保税地域コードに変更はありません。

7月1日以降は、本関管轄と認識されることになります。

2. 保税運送

6月30日までに保税運送承認された貨物が、7月1日以降に旧桜島出張所管轄のシステム不参加保税地域等に到着した場合は、監視部保税取締部門（南港出張所保税担当部門に併設）（TEL06-6614-5330）に「保税運送承認通知書（運送目録兼用）」を提出し、保税運送貨物の到着確認を受けてください。

また、6月30日までにIS、IMのうち併せ運送で承認された貨物が、7月1日以降に旧桜島出張所管轄のシステム不参加保税地域等に到着した場合、「蔵入承認通知書（保税運送承認通知書兼用）」は監視部保税取締部門（南港出張所保税担当部門に併設）（TEL06-6614-5330）、「移入承認通知書（保税運送承認通知書兼用）」は監視部保税検査第2部門（TEL06-6576-3230）に提出し、併せ保税運送貨物の到着確認を受けてください。

3. 輸出入申告

- (1) 桜島出張所管轄保税地域蔵置貨物（桜島蔵置で他官署あて自由化申告を含む）で6月30日までに申告事項登録（輸出搬入時申告を行い、輸出申告自動起動前のものを含む）を行い、申告未済のものについては、申告官署又は蔵置官署が桜島（4E）とNACCS上登録されていますので、7月1日以降に一度事項登録情報を呼び出し、「申告官署コード」欄を「ブランク」に訂正（桜島蔵置自由化申告で他官署申告の場合は訂正箇所なし）し、再度送信させる必要があります。
 - (2) 6月30日までに輸入予備申告を行い、6月30日までに本申告できなかつたものについては、システム処理ができないため、予備申告の取下げを行っていただき、本関通関部門に再申告いただく必要があります。
 - (3) 6月30日までに輸出申告（積戻し申告を含む）及び輸入申告（引取申告、引取・特例申告を含む）を行ったもののうち、検査等で当日に許可にならなかつたものは、必要な処理について税関からご連絡します。
 - (4) 6月30日までに輸入許可前引取承認（B/P）を受けているが、許可未済の貨物についても、上記（3）と同様、必要な処理について税関からご連絡します。
- I B P可能なものは、6月中のI B Pをお願いします。
- (5) 「船名・数量等変更申請」は、申告官署又は貨物が搬入された蔵置官署が申請宛先官署となります。6月30日までに許可を受け、7月1日以降に「船名・数量等変更申請」を行う場合、申請官署を「4A」として本関を宛先官署とすることができます。

4. 修正申告、更正の請求

6月30日までに桜島出張所長から許可を受けた輸入貨物に係る7月1日以降の修正申告、更正の請求については、本関通関部門で処理することとなります。

D L I O 2業務を利用して当初申告データを呼び出すことはできますが、官署、部門等は補完されないため、官署「4A」及び部門を指定する必要があります。

5. 貨物取扱許可等その他の業務

貨物取扱許可申請、見本持出許可申請等、その他の業務処理については、できる限り6月30日までに処理しておいてください。6月30日までに許可申請等がされ、業務仕振りのまま7月1日となった場合は、監視部保税取締部門（南港出張所保税担当部門に併設）（TEL06-6614-5330）にご相談ください。

※本関（監視部（保税）・業務部）・桜島出張所は土日は閉庁しておりますので、ご注意ください。